

平成 27 年度 第 4 回特別職報酬等審議会（会議要録）

1. 日 時 平成 27 年 12 月 14 日（月） 午後 7 時～9 時 18 分
2. 場 所 中野区役所 4 階 庁議室
3. 出席者(9 名)
 - (1) 委員（五十音順：敬称略）
池田 祥子 石川 宏 小笹 敏和 櫛田 正昭 鈴木 和子
高橋 夫紀子 福原 紀彦 古田 丈人 星野 新一
（欠席 菊島 末夫）
 - (2) 事務局
篠原経営室長、朝井経営室副参事（経営担当）、事務局職員
4. 議 題
 - (1) 配布資料等の説明について
 - (2) 議員報酬並びに区長等の給料の適否について最終確認
 - (3) 答申（案）の審議、取りまとめについて
 - (4) 答申(案)の確認及び答申の決定

開 会

(1) 配布資料等の説明について

会 長

それでは、定足数に達しておりますので、平成 27 年度第 4 回特別職報酬等審議会を開催いたします。お手元の次第に従いまして、会を進行いたします。

前回は、区議会議員の報酬、区長等の給料につきまして審議を行い、意見集約を行いました。本日は、最終回ということで答申へ向け最終調整を行いますので、早速、進めて参りたいと思います。委員の皆様には、活発な議論とスムーズな進行にご協力をお願いいたします。

それでは、事務局より、本日の配布資料の説明をお願いしたいと思います。

事務局

それでは今回の資料の説明をいたします。

～資料等説明～

なお、第 3 回の会議要録（案）については修正等ございましたら、後日事務局まで連絡をお願いいたします。

ご説明は以上です。

(2) 議員報酬並びに区長等の給料の適否について最終確認

会 長

ご説明ありがとうございました。ご質問はございますか。

(質問なし)

それでは早速、次に進みます。前回、区議会議員や区長等の報酬額等の適否についての審議を集中的に行いました。いろいろと各職につきましてご議論いただきまして、各職位の一定の方向性を出したわけでございます。

前回審議した方向性の最終確認をしますと、

- ・区長、副区長、区議会議員については、「一般職員と同様0.35%の引上げ」、ただし、区議会議員については、期末手当に関する参考意見を付す。
- ・教育長については、「旧教育委員長職務分加算（教育委員長と教育委員の差額）」を上乗せして、「一般職員と同様0.35%の引上げ」。
- ・常勤の監査委員については、試算結果等を確認してから、答申の方針を決めるということになりました。この点につきましては、よろしいでしょうか。

(各委員異議なし、了承)

では、常勤の監査委員の答申の方針について、決めていきたいと思っておりますので、前回までの審議、資料、試算結果を踏まえまして、ご意見をお願いいたします。

会 長

まず、本日欠席の菊島委員から、常勤の監査委員の答申の方向性と答申案の表現に関しての修正案を伺っております。方向性につきましては、「相対的な見直しの趣旨を含めて“据え置き”」に賛成とのこと。答申案の表現につきましては、その都度ご紹介いたします。

石川委員

昨日調べたのですが、常勤監査委員だけ各区比較の給料の格差が大きいと感じました。

各区の報酬審議会のホームページを拝見したら、常勤監査委員を審議会の諮問対象にしていない区が多かったです。例えば大田区は諮問対象になっていません。他区との比較で区長等の給料は上位にあるのに、常勤監査委員については、最下位に近いところにある。

また、非常勤監査委員の報酬も上位の方にあつたので、とても極端な関係だと思いました。つまり、報酬審議会で審議対象としていないから、これだけの格差があるのだと認識いたしました。

中野区につきましては、区長等をはじめ、識見の非常勤監査委員も議員選出の監査委員も他区との比較では下位の方にあること。“常勤”ということで、特別な権限が与えられているわけでもない。そう考えると、過去に2年連続2.5%の減額をしましたが、常勤監査委員が変わった時に見直す。ということは、下げるという気持ちの方が強いです。また、昨年は据え置きになり、年収も据え置きになるというつもりだったのですが、期末手当の部分が増額して年収が増えてしまった。減額した部分がいくらか回復しているので、そういう意味でも、今回も2.5%減額するべきではないかと思えます。

池田委員

中野区では、当初から審議会でも常勤の監査委員の給料を決めていたのですか。

会 長

そのとおりです。当時は、区でも不祥事がありました。そのため、しっかりとした職責を果たしてもらいたいという期待もあり、高めに設定した経緯はあります。当時は議員報酬や区長等の給料は、他区との比較でも低く、常勤監査だけ高い設定になっていましたが、状況を見ながら考えていきたいと思いますということになりました。そして何年前から、他の職とのバランス、他区との比較で給料が高いので減額する方向で見直しているという状況です。

会 長

それでは、据え置きと減額の両論の意見がありました。前回の審議では、見直した結果、据え置きにするという意見が少し多かった気がしますが、他の委員の意見はいかがですか。

鈴木委員

資料11にある「識見（代表）」と「識見（その他）」の違いはなんですか。

事務局

地方自治法上、監査委員は、知識を有する「識見の監査委員」、「議会選出の監査委員」の2種類に分かれています。中野区では「識見の監査委員」は、常勤の監査委員と非常勤の監査委員がおります。そして「識見の監査委員」の中から代表の監査委員を選ぶことになっています。中野区では常勤の監査委員が代表監査委員を務めています。非常勤の監査委員が代表監査委員を務めている区もあります。

また、中野区では条例上、「識見の代表監査委員」を設けていませんので、資料の表記では、「識見（その他）」に分類されます。

石川委員

資料には、常勤の「識見（代表）」と非常勤の「識見（代表）」に金額が入っている区があるのは、どういうふうに取り扱うのですか。

事務局

常勤の監査委員が代表になった場合と非常勤の監査委員が代表になった場合の金額が決められております。代表が2人いるということではございません。また、代表監査委員にならなかった場合は、表のとなりにある、識見（その他）の金額が適用されます。各区の条例で定めますので、代表を務めることは問わず、同額という区もございます。

会 長

今の事務局の説明や状況を踏まえて考えますと、中野区の場合は、識見の代表監査の給料

を条例上は定めていないが、識見のある常勤の監査委員が“代表”という職責も担っていることとなります。そして、私たち審議会は、それを前提に諮問されて審議しているということとなります。

高橋委員

議員や他の特別職は、いろいろな所で活動しているのが見えるのですが、常勤の監査委員については、業績や活動が見えないので、給料を決めるのは難しいと思っています。

前々回、教育長が仕事や活動状況を説明に来られて、お仕事のご苦勞などをお聞きしたので状況を知ることができましたが、常勤の監査委員については、ご本人からのお仕事の苦勞などをお聞きできていない。仕事が見えない中で評価するのは、とても難しいです。

星野委員

高橋委員が言うとおおり、ご本人が来ていただけなかったことは、残念でした。監査の事務局の目線ではない話が聞けたら良かったとは思いますが。

会 長

確かに、他区との比較ではなく、監査の本質的な仕事、ご苦勞など聞ければ審議しやすかったかもしれませんね。

石川委員

資料からもわかるとおり仕事の量が多いこと、問題が起きていないこと、民間の監査とは違い行政の効率性までチェックすることなど、とても大変な仕事だとは思いますが。それは理解できるのですけれども。

会 長

他に意見はございますか。意見がなければ多数決で決めるというよりは、会長判断で方向性を決めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員 異議なし)

会 長

今年改めて見直して、減額するまでの材料が少ないので、答申としては据え置きにしたいと思っています。しかし、今後も議論を継続していく必要があります。代表を務めているか、いないかという所には、まだ議論の余地がありますし、もしも今度、給料を下げるというのであれば、そういった実質的な職務内容を踏まえた上で、他区との比較を行い議論していきたい。というような方向でまとめさせて頂きたいと思っています。よろしいでしょうか。

石川委員

方向性は反対しませんが、昨年度と同じ失敗はしたくない。給料を据え置くということであれば、期末手当も据え置きにすることが望ましいとの参考意見を付記していただきたいと

思います。

会 長

他に意見はよろしいですか。いろいろとご議論いただきありがとうございます。

ご議論を踏まえ結論といたしましては、常勤の監査委員の給料は、据え置きといたしまして、当審議会の諮問事項ではございませんが、期末手当も据え置きにすることが望ましいとの参考意見を申し添えるということで、答申の方針を確認します。

(3) 「答申（案）」の審議、取りまとめについて

会 長

これで当審議会として、答申へ向けての方向性が確認できましたので、答申（案）をもとに審議していきたいとします。

各委員には事前に「答申（案）」を送付させていただきましたが、皆様、お目通しいただいておりますでしょうか。

進め方といたしましては、内容を項目ごとに分けて順番に審議して参りたいとします。項目ごとにその都度、意見があればお願いします。

（各委員異議なし、了承）

※答申(案)について項目毎に審議(確認・意見交換)を行い、一部の文言について修正等を行い、取りまとめた。答申(案)の修正部分は以下のとおり。

「1.はじめに」

「2.検討の背景」

- ・ 文言の修正意見なし⇒文案どおり

「3.審議について」

(3)議員報酬及び区長等の給料の額について

- ・ 十八行目中⇒「その意見の方向は、次の2つに集約できる。」(削除)
- ・ 十九行目～⇒「常勤の監査委員制度の理念は、ガバナンス、コンプライアンスの観点からいっそう強く認識することができ、求められる職責が十分に果たされることが大いに期待される。しかし、」(追加)
- ・ 二十六行目改行
- ・ 二十六行目中⇒「もつとも、」(修正)
- ・ 三十一行目中⇒「、今後も議論を継続する必要がある。」(修正)
- ・ (3)については、前後の文脈により、接続詞を調整。

「4.「区議会議員報酬及び区長等の給料」の適否について」

(4)常勤の監査委員の給料について

- ・二行目中⇒「適切であると判断した。」(修正)
- ・三行目⇒「なお、常勤の監査委員の期末手当においても据え置きにすることが望ましいとの参考意見を申し添える。」(追加)

「5.おわりに」

- ・六行目中⇒「常勤の監査委員の給料については」(追加)
- ・八行目～⇒「これは、決して常勤の監査委員の職責を軽んじての結論ではない。監査委員制度の理念、職の重要性を認識しつつも、他の特別区との比較において、依然として高い水準にあり、他の特別職は下位にあることを勘案して結論を得たものである。」(削除)

(4) 答申(案)の確認及び答申の決定

会 長

他にご意見はございますか、よろしいですか。

(各委員から特に他の意見なし)

他にご意見がなければ、お諮りいたします。

本案を今年度の中野区特別職報酬等審議会の答申として決定したいと思いますが、ご異議ございますか。

(各委員 異議なし)

それでは、「中野区特別職報酬審議会条例第6条第3項」の規定により本案を答申として決定いたします。

10月5日に区長から諮問を受けての当審議会の審議も、今年度につきましてはこれで終了ということになります。本日決定いたしました「答申」につきましては、12月17日に、当審議会を代表いたしまして、私から区長へお渡しいたします。

各委員の皆様、お忙しい中ご出席いただき、熱心なご議論をありがとうございました。最後に事務局から、何かありますか。

篠原経営室長

私からも一言お礼を申し上げさせていただきます。本日まで、計4回にわたり熱心なご議論をいただき、答申の決定となりました。ありがとうございました。正式な答申の写しは後日、改めて送付させていただきます。

今年度は、これをもちまして終了となります。各委員の皆様、お忙しい中ご出席いただきありがとうございました。

会 長

それでは、これをもちまして、本日の審議会を終わります。委員の皆様、お疲れ様でした。